（型式証明）

第十七条　（略）

２　前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表に掲げる区分による。

区分		添付書類	提出の時期
一	（略）		
二	一に掲げる航空機以外の航空機	一　（略）	（略）
		二～六　（略）	（略）
		七～十　（略）	
		十一　第三十九条第一項の規定により検査の確認をした旨を証する書類（次条第二項第二号に掲げる航空機に限る。）	
		十二　（略）	

第十八条　（略）

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。

一　（略）

二　法第十二条第一項の型式証明を申請した者であつて、法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、第三十二条第七号の規定により、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした航空機

３　（略）

（追加型式設計の承認）

第二十三条　（略）

２　前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表に掲げる区分による。

区分		添付書類	提出の時期
一	（略）		
二	一に掲げる航空機以外の航空機	一　（略）	（略）
		二～六　（略）	（略）
		七～十　（略）	
		十一　第三十九条第一項の規定により検査の確認をした旨を証する書類（次条第二項第二号に掲げる航空機に限る。）	
		十二　（略）	

（型式証明）

第十七条　（略）

２　前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表に掲げる区分による。

区分		添付書類	提出の時期
一	（略）		
二	一に掲げる航空機以外の航空機	一　（略）	（略）
		二～六　（略）	（略）
		七～十　（略）	
		十一　第三十九条の四第一項の規定により検査の確認をした旨を証する書類（次条第二項第二号に掲げる航空機に限る。）	
		十二　（略）	

第十八条　（略）

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。

一　（略）

二　法第十二条第一項の型式証明を申請した者であつて、法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けたものが、第三十五条第七号の規定により、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした航空機

３　（略）

（追加型式設計の承認）

第二十三条　（略）

２　前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表に掲げる区分による。

区分		添付書類	提出の時期
一	（略）		
二	一に掲げる航空機以外の航空機	一　（略）	（略）
		二～六　（略）	（略）
		七～十　（略）	
		十一　第三十九条の四第一項の規定により検査の確認をした旨を証する書類（次条第二項第二号に掲げる航空機に限る。）	
		十二　（略）	